

支部ニュース

2016 年 11 月 No.516

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202

Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 改憲に阻止対する各地域の取り組み
 - ※「安倍改憲は許さない―市民の結集と野党共闘の今後」
～三多摩憲法ネットワーク学習会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・尾張友維
 - ※城北法律事務所の改憲阻止のための取り組み・・・・・・・・・・船尾 遼
 - ※すみだ九条の会 11 周年のつどいのご報告・・・・・・・・・・橋本柚子
 - ※戦争法廃止をめざす代々木総合法律事務所のとりくみ・・・・・・・・田中和幸
 - ※「改憲阻止のすそ野を広げ、選挙で改憲派に勝つために」・・・・・・・・平井哲史
 - ※「戦争法を実行させない 10.27 世田谷のつどい」の報告・・・・・・・・清永太郎
- 横田撤去を求める座り込みの力
 - ―植木則和さんの『武蔵村山 5 中「ミニブートキャンプ」
問題について』報告につけ加えて・・・・・・・・・・・・・・・・盛岡暉道
- 11.23 大集会への参加のよびかけと募金のご協力をお願い
 - ―オスプレイの横田基地配備反対の集会に向けて・・・・・・・・石島 淳
- 高江ヘリパッド建設及び機動隊派遣中止を求める
 - ※沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の
機動隊派遣中止を求める幹事会決議について・・・・・・・・・・船尾 遼
 - ※沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める決議
- 署名へのご協力をお願い・・・・・・・・・・・・・・・・船尾 遼
- 11 月 12 日・第 10 回東京働くものの権利討論集会への参加の呼びかけ・・・・・・・・大久保修一
- 共謀罪法案の提出阻止の集会参加と署名のお願い・・・・・・・・横山 雅
- 築地市場移転問題
 - ※築地市場の豊洲移転の中止と真相究明を求めて幹事会で決議！・・・・・・・・萩尾健太
 - ※中央卸売市場の築地から豊洲への移転について中止および真相究明を求める決議
- 第 28 回ソフトボール大会
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・金井清吉
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・田中健太郎
- 10 月幹事会議事録
- 11 月日野幹事会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・長尾 宜行

改憲に対する各地域の取り組み

「安倍改憲は許さない—市民の結集と野党共闘の今後」 ～三多摩憲法ネットワーク学習会の報告

三多摩法律事務所 尾張 友維

10月5日に、三多摩憲法ネットワーク主催で中野晃一先生（上智大学国際教養学部教授）を講師に、学習会「安倍改憲は許さない—市民の結集と野党共闘の今後」を北多摩西教育会館（国立市）で行いました。三多摩憲法ネットワークは、三多摩地域の9条の会など憲法を守る活動をしている諸団体の取り組みや情報の交流・学習の場として2004年に発足し、例会のほか、FAXニュースを発行したり、年に数回交流会や学習会を行っています。今回の学習会は68名の参加がありました。

市民連合で中心的な役割を担い、SEALDsとも近くで活動されてきた中野先生のお話は、とてもリアルでした。形だけや数合わせの野党共闘ではなく、中身のある共闘にすることが大切だということ、この参院選での経験をもとに語られました。維新の党の一部が民主党（当時）に合流し、共闘が広がることになったのも、そもそもSEALDsが街頭でのアピールに各政党の議員を呼んだのがきっかけだったこと。当初候補者が共闘に難色を示した三重では、市民が橋渡しとなり粘り強く共闘に持ち込み成功させたこと。今の大学生や若者たちの運動は、正論を言うだけでなくいかに効果的に伝えるかまで考え練られていること。女子学生の活躍や、彼女たちの素直なスピーチがとても印象的だったことなど、縦横無尽なお話にあっという間の2時間でした。

今後の野党共闘の継続には課題も多く、既存の団体がそれぞれ活動しているような地域では、逆に共闘が難しい側面もありますが、そこも工夫をしながら、相手への「リスペクト（respect）」を大切に丁寧に進めていくことが実を結ぶカギだと学びました。

昨年の安保法制強行採決時には、国会前に錚々たる学者の方々が集まり、市民とともに声をあげました。普段は大学にこもっている学者が路上に出て訴える、これがいかにすごいことだったのかも中野先生のユーモアあるお話からよく分かり、あまりに酷いアベ政治によって、皮肉にも市民運動の歴史の新たな1ページが作られつつあることを実感しました。今後の活動の力としていきたいと思います。

城北法律事務所の改憲阻止のための取り組み

城北法律事務所 船尾 遼

城北法律事務所では昨年、事務所開設50周年を迎えるにあたって様々な改憲阻止のための取り組みを継続して行っています。

一昨年の12月から様々なゲストを呼んで地域の方たちを招いて連続憲法学習会を開いています。昨年の7月に50周年企画を豊島公会堂で開き、約700名の方たちにご参加いただきました。2016年に入ってから、「チグリに浮かぶ平和」上映会や、沖縄の風の糸数議員、元シールズ琉球の元山

さんを招いての学習会、横須賀海軍基地見学ツアー等の多くの憲法企画を開催し、11月7日には、日本ボランティアセンタースーダン事務所現地代表の今井高樹氏を招いて「南スーダンPKO自衛隊派遣の危険性を問う～現地からの報告～」と題して講演会を開く予定です。

その他、戦争法制廃止の街頭宣伝を継続して行ったり、2000万人署名を集めたり、若手が憲法カフェなどの取り組みを行うなど地域で積極的に活動しています。また、東京10区における取り組みでは「TENネットワーク2016」の設立、そして活動に野口団員が中心的な役割を担い大きな成果を上げました。野口団員の取り組みには我々も多く学ぶことが有り、来たる衆議院選挙ではさらなる発展的な取り組みを東京北部地域において行っていきたいと思っています。

今後も継続して改憲阻止のための取り組みを続けていきます。

すみだ九条の会 11 周年のつどいのご報告

東京東部法律事務所 橋本 柚子

「すみだ九条の会」は戦後60年目に当たる2005年に発足し、今年で11年目になります。東京東部法律事務所は、会の事務局を担っています。

会では、毎月1回9のつく日に錦糸町駅前で行うほか、憲法9条を守ることの意義や現在の憲法を取り巻く情勢についての講演会を毎年1回結成月の10月に周年行事として行っています。結成11周年の今年は、会の呼びかけ人の一人である小竹伊津子さんの所属する青年劇場の皆さんによる朗読劇(群読)「平和へのメッセージ」を行っていただきました。

朗読劇をご覧になったことのある方はわかりだとは思いますが、演劇とは違い舞台上には大きなセットや背景、小道具もありません。箱足と呼ばれる小さな箱がいくつか置かれただけで、照明と、音楽そして俳優さんの朗読する声だけで構成されます。俳優さん達は箱足に腰掛け、時に箱の周囲を歩きながら、詩の世界観を表現します。今回は、原爆で被爆した人々の様子を生々しく語るもの、戦争がどのように引き起こされるものなのかを説いたもの、「憲法9条は生きる基盤であり、世界の宝である」というアレンネルソンさんの講演内容を朗読するものなど全部で6つの詩の朗読をしていただきました。

すみだ九条の会のつどいは、毎年有識者の先生を招いての憲法情勢に関する講演会が多いのですが、参加者の方からの反響は大きく「心を揺さぶられ涙が出た。」「講演会で勉強をするものも良いが、目と耳と感情に訴えてくる企画も良かった。」と多くの感想が寄せられました。

今回青年劇場の皆さんの朗読を観劇し「平和を守る」という活動を続けていく上で政治情勢や憲法問題に関する学習をするだけではなく、戦争の悲惨さを知り、後世に伝えていくことの重要性を改めて感じました。

今後の宣伝行動でも多くの人に憲法9条を守ることの大切さを伝えていけるよう平和活動に邁進していこうと思います。

なお、青年劇場の俳優さんたちによる朗読「平和へのメッセージ」が、12月2日、3日に「青年劇場スタジオ結(YUI)」にて行われますので、興味のある方はぜひ足を運んでみてください。

青年劇場の有志による朗読

平和へのメッセージ

- 1、 六人の男たち ―なぜ戦争をするのか?― 八代名菜子
デイビッド マッキー＝作／中村こうぞう＝訳
- 2、 これがほんとうの戦争だよ。 渡辺尚彦
元米海兵隊員 アレンネルソン講演 通訳・中村みずき／文・手島陽子
- 3、 骨のうたう 竹内浩三＝作 大石達也
- 4、 敗戦日記より 昭和20年3月10日～12日 小竹伊津子
高見順＝作
- 5、 移動演劇「桜隊」仲みどりの被爆 中谷源
原子爆弾症第一号のカルテを持つ女優の足跡 大嶋恵子
近野十志夫＝作 浦吉ゆか
- 6、 敗戦日記より 昭和20年8月15日～26日 小竹伊津子
高見順＝作
- 7、 みるく世がやゆら 全員
与勝高校 知念捷＝作、戦後70年全戦没者追悼式典にて朗読。



“平和へのメッセージ” 14年目を迎えて”

2003年8月に劇団員有志で始めた“平和へのメッセージ”、
今年で14年目を迎えます。

これまで語ってきた戦争体験記や文学作品、童話、随筆、詩など、
出会ってきた作品は100作品を超えました。

語っても語っても語りつくせぬ、忘れてはならない物語を、
今年も心を込めて送ります——。

出演者一同

出演（予定）

小竹伊津子 武田史江 大嶋恵子 浦吉ゆか 福原美佳
松永亜規子 岡本有紀 八代名菜子 星野勇二 沼田朋樹

構成・演出 福山啓子

日時

12月2日(金)19:00開演

3日(土)13:30 //

17:30 //

※開場は開演30分前です

入場料（全席自由席）

2,000円(一般) 1,000円(学生)

会場

YUI
青年劇場スタジオ結

TEL. 03-3352-1687

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-9-20

問川ビル地下



東京メトロ丸の内線新宿御苑前駅 出口1・3より徒歩2分
東京メトロ副都心線 都営新宿線 新宿三丁目駅 C8出口より徒歩8分

お問合せ・お申込み

青年劇場TEL03-3352-7054 FAX03-3352-9418 (松永・本田)

戦争法廃止をめざす代々木総合法律事務所のとりくみ

代々木総合法律事務所 田中 和幸

代々木総合法律事務所では、渋谷、中野、杉並の各地域で、様々な運動に所員が積極的に関わり、大きな役割を果たしています。

◇渋谷

渋谷では、2015年6月、「戦争やだね 渋谷実行委員会」を結成、区議会への請願行動や街頭宣伝をすすめてきました。渋谷区内でも野党共闘の動きが出てきて、同年8月に笹塚駅頭で民主、共産、無所属の区議会議員の共同街頭宣伝、9月には「戦争やだね渋谷集会」を宮下公園で開催しました。民主党から区議が2名、共産党から宮本徹衆院議員が参加。集会後は250名の参加でパレードを行いました。同年12月には「12・11戦争法廃止をめざして—私たちはあきらめない」渋谷集会を開催しました(120名参加)。伊藤真氏の講演をメインに、学者・弁護士・文化人・宗教界・市民運動・労組などの幅広い層からの参加・発言がありました。政党では民主党の区議、共産党の田村智子参院議員からの挨拶と社民党、生活の党・山本太郎と仲間たちからメッセージが届けられ、連合で自治労を上部団体とする渋谷区職員労組の委員長が参加連帯の挨拶を行い、集会は大きく成功しました。

この運動は、2015年12月20日には「戦争法の廃止と立憲主義の回復を求める渋谷市民連合」と改称し、3月16日に渋谷・宮下公園で集会&パレードを開催しました(200名参加)。2016年3月にはミドルズの渋谷ハチ公前街宣に参加したりしました。

来る11月18日には、元自衛官の泥憲和氏を講師に、200人を超える規模の講演会を予定しており、伊藤真氏からも戦争法違憲訴訟などの特別発言が予定されています。当面の渋谷市民連合の重要な結節点として、大きく成功させたいと考えています。

◇中野

中野では、「九条の会・中野」のとりくみとして憲法連続学習会を開催していますが、本年4月には早稲田大学大学院教授長谷部恭男氏を招き、『緊急事態条項は必要か』(第25回)を開催しました(参加者80名)。また、9月には、東大大学院教授小森陽一氏を招き、『自民党の改憲戦略を読む』(第26回)を開催しました(参加者90名)。また、中野の各地域九条の会でも、毎月のように継続的に様々な場所で憲法学習会の講師を務めており、今年の春には水谷陽子弁護士が公園で『お花見で9条落語』を開催するなど、いろいろ工夫したとりくみが行われています。

市民共同のとりくみとして、中野区在住の学者・文化人等の連名による特定機密保護法廃止と集団的自衛権容認反対の声明・署名活動等をおこない、土建中野支部を中心に、九条の会、原発反対関係者、

死ぬな！ **南スーダン** 殺すな！

講演 **「安倍政権は自衛隊を帰国させよ！」**

泥 憲和氏

1954年兵庫県西宮市生まれ。1980年海上自衛隊に入隊。少年工学校(現在の海上自衛隊高等工科学校)を経て、ホーランド空ミサイル部隊に所属。1978年工場建設。1992年神戸及び福岡の自衛隊事務所に勤務。現在は独立行政法人防衛研究所、防衛政策、人事労務など様々な社会問題に関与して取り組んでいる。

日時: 2016年11月18日(金)
18:00開場 18:30開演
場所: 全理連ビル9階会議室
資料代: 500円(学生・障がい者無料)

東京都渋谷区代々木1-36-4
代々木駅北口すぐ

伊藤真 代表 伊藤真氏

語ります！ 護憲派・泥の軍事政治戦略！

- ・南スーダンの現実—自衛隊の役割は終わった
- ・国連PKO—「日本だけ特別」は通用しない
- ・戦場の自衛隊—法と現実の板挟みに…
- ・武力に代わる和平ミッション

戦争法の廃止と立憲主義の回復を求める渋谷市民連合 主催

渋谷9条の会・渋谷区職労・東京土建渋谷・渋谷区労連・青年劇場・代々木総合法律事務所・渋谷民団・新博人渋谷・渋谷社協・私たちの手で戦争法廃止を！このまち行動・浄土真宗本願寺派僧侶小山弘泉・米軍基地をなくす草の根運動

問合せ先: 代々木総合法律事務所 (03-3379-5211) 担当 五十嵐

革新懇、新婦人等の団体が結集し、新たな組織「中野共同行動」を結成しました。加えて、安保法制廃案めざす実行委員会が組織され「戦争やだね！」中野アピール・パレードで民主・共産・無所属の区議も参加し、毎月2回、中野駅頭での宣伝行動が昨年から継続的に実施されるなど、運動が広がりを見せています。

◇杉並

杉並では、民進党系を中心に多党派で組織された「NO WAR 杉並」、杉並の若者で組織された平和団体である「jubelee 杉並」など、多彩な運動体に弁護士、事務局が参加し、戦争法廃止等を訴え、毎月定例の駅頭宣伝や学習会の開催を精力的に行っており、三浦佑哉弁護士は、その学習会の講師をつとめる等中心的な役割を果たしています。

さらに、戦争法廃止と安倍政権の暴走を止めることを一致点とし、多党派の議員17名と市民が参加して「自由と平和のために行動する議員と市民の会 @杉並」が組織され、所員が参画しています。

また、地域9条の会でも継続的に活発な学習会が開催され、講師活動を行っています。地域9条の会が集まった杉並9条の会連絡会では、毎年「杉並憲法の夕べ」を開催しており、今年11月29日には、東京新聞の半田滋氏とコメディアン松本ヒロ氏を招いて、500名規模の集会在予定されています。

平和な未来をつくりだし、子どもたちへ手渡すために...

2016 杉並 **憲法の夕べ**

11/29 火 午後6時30分～9時(6時開場)
セッション杉並ホール

チケット 前売券:1000円 当日券:1200円 高校・大学生・障がい者半額 中学生以下:無料

第1部 周辺国の軍事増強と平和的に向き合うには
憲法違反・南スーダンPKO・「海外での武力行使」

はなし: 半田 滋さん(東京新聞 論説兼編集委員)

日本国憲法
第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第2部 コメディアン 松本ヒロさん
日本国憲法になりきって演じる
憲法くんと安倍政治...

主催:2016杉並憲法の夕べ実行委員会
問合せ先:事務局 TEL/FAX 03-6840-5257
後援:杉並区教育委員会

「改憲阻止のすそ野を広げ、選挙で改憲派に勝つために」

東京法律事務所 平井 哲史

参院選後の状況として、改憲勢力が3分の2を超えて非常に危険な状態にあるということは団本部議案書のとおりだと思います。しかしまた、国民のレベルで見れば、まだ9条改憲は反対と言うのが過半数であり、安倍政権がすぐさま改憲発議・国民投票に踏み切れない状況にあるというのもその通りだと思います。だからこそ、当選された山添拓団員が「安倍政権は出口を模索している」と指摘されていましたが、そういう状態にあるのだと思います。

そうであれば、私たちのやることは、改憲、海外での武力行使に踏み切ることの危険性をいろんな形で宣伝して、国民のなかに知らしめていくことが第一だろうと思います。この点、当事務所では毎月9の日宣伝として民放労連の皆さんと一緒に四ツ谷駅頭での街頭宣伝をするほか、依頼者向けのニュースで憲法特集を組み、また9条の会のウェブサイトも開設して宣伝に努めています、引き続きこれを実行していきたいと思っています。

次に、まだ数万を集める力はあれど一時の勢いが影を潜めている感があります。これまで頑張って

きた人の中でも息切れが見られます。何をしたらいいのだろう？という雰囲気が広がりつつあるのかな、とも思います。そうであれば、巷の力を掘り起こす憲法カフェ等の取り組みを広げていくことかと思えます。「あすわか」の皆さんは確実に裾野を広げましたが、他方で、旧来、この種の取り組みの先頭に立ってきたはずの労働組合その他民主勢力のところでは、「あまり講師要請がこない」という声に象徴されるように、取り組みが広げられていない状況があるのではなかろうかと思えます。なので、特にベテランのところは、旧来のつながりのところに、学習会等の取り組みをしていくよう働きかけていくことが大事だろうと思えます。当事務所でも、これまでつながった地域の方と事務所のフロアを開放しての憲法カフェや、お店を開いている依頼者に9条の会の宣伝物を置かせてもらうようお願いしながら裾野を広げていくことを予定しています。

最後に、やはり選挙で勝つ必要があります。そのためには、10月6日に総がかり実行委員会が開催したシンポジウムで、選挙区単位で市民連合をつくり政党に選挙協力、統一候補づくりを迫っていくことを実際に始めていくことだろうと思えます。東京一区でも、補選のあった10区の経験に学びながら、そのための具体的な動きを始めていくつもりです。皆さん、頑張りましょう。

「戦争法を実行させない 10.27 世田谷のつどい」の報告

渋谷共同法律事務所 清永 太郎

10月27日、世田谷区の梅丘パークホールにおいて、「若者を戦場に送るな！戦争法を実行させない 10.27 世田谷のつどい」を行いました。これは、私たち渋谷共同法律事務所も一員として関わる「生かそう憲法！今こそ9条を！世田谷の会」と、渋谷共同法律事務所がほぼ毎年共催で行う憲法集会で、今年は「学習会&リレートーク」という形で行い、80名の参加者を集めました。

学習会では当事務所の森孝博弁護士から、「戦争法と憲法改悪を巡る状況」という内容で、今直近の問題となっている自衛隊への南スーダンPKOにおける新任務付与に向けた動きについて詳しく話がありました。また、今後の政府の明文改憲に向けた動き、国民投票の問題点、アベノミクスの本質・問題点など、来たるべき解散・総選挙に向けての話もされ、参加された方々も熱心に聞き入っていました。

リレートークでは、高校生、保育士の方、市民連合めぐろ・せたがやの方々に、活動報告と、それぞれの立場で今感じている思いを話してもらいました。その中で特に印象に残ったのが、現役高校生2人からの発言でした。



「戦争法は法律自体もイヤだけど、それを決める過程もイヤだ。色々あやふやなまま通（とお）ってしまった。小学生の時、友だちが「将来自衛隊に入りたい」と言っていた。当時は震災直後で自衛隊が活躍する姿を見てそう思ったのかもしれない。でも戦争法が通って、もしかしたら友だちが死んでしまうかもしれないと思った、これじゃあ戦争と同じだと思う。」

「戦争法はひどい。怒りを覚える。国連P K Oの要請に応えるためだけに憲法を変えるなんて、そんなの割に合わない。将来がものすごく不安。このままじゃ日本が最悪の国になる。アメリカと同じように日本でもテロが起きてしまう。9条は絶対に変えない。」

まだ10代にも関わらず大勢の前でしっかりと自分の考えを発言した彼らに深く感心させられると共に、彼らにそんな思い（怒り、悲しみ、不安）をさせている戦争法と日本政府に怒りを覚えました。それと同時に、多くの大人たちだけでなく、まだ選挙権も無い子どもたちですら納得していないこの戦争法が、改めて大多数の国民の反対の声を無視して作られた悪法なんだと、1年前の強行採決が思い出されました。

高校生はまた「戦争法案に反対する声は二次三次と広がっていった。だから今度も戦争法を実行させないように、輪をもっと大きくさせましょう。私も戦争法が通ったあとに立ち上がった一人。頑張りましょう。」と言っていました。全ての子どもたちが将来に不安なく、平和に暮らせる日本にするために、大人たちがやらないでどうするんだと思いました。平和憲法を守る「輪」を広げるためには、様々な集会や宣伝に参加するだけでなく、憲法を守ろうと思う人たちがその最初の「輪」になるような活動を自ら行うことが重要だと、高校生の発言で気付かされ、元気が出ました。大変な情勢の中で行われた集会でしたが、今後の活動の励みになる、とてもいい集会でした。



横田基地問題

横田撤去を求める座り込みの力

—植木則和さんの『武蔵村山5中「ミニブートキャンプ」問題について』報告につけ加えて—

拝島法律事務所 盛岡 暉道

1 三多摩法律事務所の植木則和さんが本誌の前号（2016 年 10 月号）に『武蔵村山 5 中「ミニブートキャンプ」問題について』として、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」や共産党市議団の、武蔵村山 5 中や武蔵村山市教育委員会などに対する取り組みの報告をされています。

この報告では、『…この問題が発覚し、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」が中心となって対応を検討し「5 中フェスティバル」に関する公文書の開示請求を行い（7 月 27 日）…』と書いておられますが、これらの取り組みをされるようになった経過について、補足の報告をしておきましょう。

2 東京平和委員会の会員で、主に昭島・立川地域の市民有志で 10 年ほど前にできた「横田基地問題を考える会」の会員でもある近森拡充さんは、いつも横田基地のホームページ(英文)を見ていて、注意すべき情報があれば、直ちに、横田基地周辺の諸組織に、メールでなど知らせてくれています。

同会会員の私は、7 月 15 日の近森拡充さんからのメールで、この「ミニブートキャンプ」のことを知ったので、電話で彼に、これは具体的にはどんなことを生徒たちにさせたのかと聞くと、彼も「何か横田基地の医療関係の米兵がやったらしい以外には、よくわからない」ということでした。

仕方ないので、私は、ネットで、「ブートキャンプ」のことを調べて見たら、どうも「新兵訓練」のことらしい。それで、私は、7 月 17 日(日)の「横田基地の撤去を求める座り込み」で、「横田基地の米軍が、武蔵村山 5 中で新兵訓練をやったらしい。実際には何をしたのか、5 中の校長に電話してみよう。武蔵村山市の教委にも問い合わせてみよう。」と発言しました。

この「横田基地の撤去を求める座り込み」は、もう何度も、この支部ニュースで書いており、8 年前から、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が、毎月第 3 日曜日の午後、横田基地に接している国道一六号線沿いの福生市「横田フレンドシップ公園」で行っている座り込みで、私はほとんど毎回参加しています。

3 すると、その夜、この座り込みに参加していた、あきる野市の不破修さん（座り込みの常連で、元東京公立中学校教諭、学び舎刊中学校用教科書「ともに学ぶ人間の歴史」共同執筆者）から、「横田基地のホームページの日本語版では、匍匐前進をやらされている参加生徒の顔もはっきりわかる写真などが出ているので、当地の教組に連絡し、また、メディアにも情報提供しようと思う。」と電話があったので、大いに賛成しました。

そのあとは、植木則和さんの報告通りの展開になったのですが、先月（16 年 9 月）で、もう 95 回目（この日は 250 人以上参加）になる「横田の座り込み」の力に、いまさらながら、認識を新たにしました。

4 「横田座り込み」の最近の参加者は、平均約 120 人ほどで、横田周辺からだけでなく、都内全域

から近県の、各階層の人たちに及ぶようになっていて、横田基地の最新の情報交換や、沖縄をはじめ、全国の基地反対闘争の状況提供などが行われています。

まさに「継続は力」。「雨の日も、雪の日も」絶対に「座込み」続ける「横田基地の撤去を求める西多摩の会」の人々の努力のたまもので、彼らの献身に、本当に、頭が下がります。

私たちの「横田基地問題を考える会」も、「横田座込み」の参加を、会の最重要な活動の一つとしており、私も、今後も座込み続けるつもりです。

11.23 大集会への参加のよびかけと募金のご協力をお願い ーオスプレイの横田基地配備反対の集会に向けてー

事務局次長 石島 淳

首都東京にある米軍横田基地に来年から特殊作戦機C V 2 2オスプレイ10機の配備がすすめられようとしています。この特殊作戦とは、敵地への強襲作戦や要人の暗殺、対テロ作戦などを任務とする部隊の活動であり、東京を海外侵略の最前線基地にすることを意味します。戦争法の発動が狙われ日米の軍事的一体化がますます強められている段階で、戦争法の発動を許さないたたかいとともに、危険なオスプレイの配備を撤回させる取組みが重要となってきます。

11月23日午後1時半から、オスプレイ反対東京連絡会は、“オスプレイを東京・横田基地に配備させない11・23大集会”を福生市・多摩川中央公園（JR青梅線牛浜駅12分）で開催します。主催する連絡会には、安保破棄東京実行委員会・東京地方労働組合評議会・東京平和委員会のほか自由法曹団東京支部も事務局団体として加わっており、昨年11月にもオスプレイ配備に反対する5000人集会を行ないました。

今回は、7500人の参加を目指し、23区部からは4000人規模、多摩地域からは三多摩メーデーの規模での結集をよびかけています。日比谷野外音楽堂の定員が3000人強なので、区部では野音があふれかえる水準の取組みが必要です。すでに参加目標を設定し点検体制をとっている団体もあり、都民のいのちと安全、平和を守る東京での運動のなかで、この秋ひとつの大きな結節点と位置づけられています。

11月23日は、東京支部からも多くの団員が集会へ参加し「危険なオスプレイはいらない！」の声をあげましょう。また、あわせて、集会や連続学習会の開催のための資金援助もよびかけています。当日の参加が難しい団員のみなさまからもぜひご支援を賜りますようお願いいたします（支部ニュースに同封の郵便振替用紙をご利用ください。）。

オスプレイを
東京・横田基地に
配備させない
11・23大集会

日時 11月23日 水・祝
午後1時30分開会

会場 福生市・多摩川中央公園
JR青梅線「牛浜駅」より徒歩12分

プログラム(予定)
●文化行事(午後1:00)
●集会(午後1:30)
●座談会: 基地配備情報報告
●リレートーク
●アビール探訪・開会
●アビール行進(午後2:30出発)

主催 オスプレイ反対東京連絡会
協賛 安保破棄東京実行委員会・自由法曹団東京支部・東京地方労働組合評議会・東京平和委員会 (共10団体)

高江ヘリパッド建設及び機動隊派遣中止を求める

沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める幹事会決議について

事務局次長 船尾 遼

沖縄県国頭郡東村高江では7月11日、参議院選挙が終わった翌日から突如として安倍政権によってヘリパッド建設の準備が進められています。警視庁をはじめとする全国の機動隊が動員され、非暴力による座り込みを続ける住民を時には暴力をもって排除してまでヘリパッドを建設する暴挙に対して、自由法曹団東京支部では「沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める幹事会決議」を採択しました。

沖縄県民の民意を無視し、海兵隊基地建設を強行する安倍政権に対して自由法曹団東京支部は断固として抗議します。

11月4日には、警視庁と防衛省に対して決議案を持って申し入れに行きます。団員のみなさまに置かれましては、高江の問題については是非各地域で広める学習会を開くなどの取り組みをお願いいたします。

沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む 全国の機動隊派遣中止を求める決議

- 2016年7月11日、参議院選挙が終了した翌日、突如として安倍政権は沖縄県高江のヘリパッド建設準備を開始した。その後3カ月間、全国の機動隊を動員して非暴力による座り込みをする住民を力づくで排除するという弾圧を強行し、自衛隊のヘリまで使って資材搬入を強行する安倍政権の暴挙に、断固として抗議する。
- 1996（平成8）年12月2日、第一次橋本内閣は、「普天間飛行場に関するSACO最終報告」を承認し、沖縄県の米軍北部訓練場7513ヘクタールのうち、3987ヘクタールの返還と引き換えに、残余部分にヘリパッド建設をするという合意をした。日米両政府は、北部訓練場の「過半」の返還が沖縄県の「負担軽減」につながるなどと説明している。しかし、北部訓練場の約半分の返還と引き換えという合意は、米軍の都合により新たな訓練場を建設するためのまやかしである。すなわち、「約51%が使用できない北部訓練場を日本政府に返還する一方、利用可能な訓練場所を新たに設けることで、限られた土地を最大限に活用できるようになる」（米海兵隊がアジア太平洋地域の基地運用構想をまとめた報告書「戦略展望2025」）と米海兵隊は報告している。しかも、北部訓練場の返還は、6か所のヘリパッドが建設されない限り行われえないという不当な内容の合意である。日本政府の財政負担で、使えない北部訓練場を、米海兵隊にとって使える訓練場にすることが上記合意の本質であった。

このような不当な合意に対し、沖縄県国頭郡東村高江の住民たちは、平和に逆行する米軍基地の強化に反対し、オスプレイ等の危険な航空機の飛来を防ぎ、平穏な生活を守るため、また、特別天然記

念物であるヤンバルクイナを筆頭とする貴重な動物が生息し、マングローブ林などを育むやんばるの自然を守るために、２００７（平成１９）年７月２日より、ヘリパッドの建設反対の座り込みを開始し、非暴力によって工事を阻止してきた。

- ３ しかし、２０１５（平成２７）年２月、防衛省は、米軍に対して高江のＮ４地区の２箇所をヘリパッドとして米軍に先行提供した。そして、参議院選挙が終了した２０１６（平成２８）年７月１１日より、安倍政権は、突如としてヘリパッド建設準備を開始し、同月２２日には全国の機動隊５００名以上と沖縄県警の機動隊により、高江のＮ１ゲート前に座り込んで建設を阻止してきた住民のテントを強制撤去した。

その後も、高江の住民と沖縄や全国から集まった支援者が、座り込みによる非暴力のヘリパッド建設阻止行動を続けている。これに対して政府は、機動隊を使い、なんら法的な根拠なく有形力を行使して、座り込む市民を排除し、実質逮捕といえる身体拘束を強行し、ヘリパッド建設を押し進めている。また、多くの不当逮捕行為を行っている。さらに、自衛隊ヘリさえ使い資材を搬入している。また、大阪府警の機動隊員は、座り込みをしている住民に対し「土人」という差別用語を使って罵倒する等信じがたい暴言を吐き、全国から批判を受けている。

このような情勢の中、沖縄県議会は、２０１６（平成２８）年７月２１日に、ヘリパッド建設中止を求める意見書を与党３会派（社民・社大・結、おきなわ、日本共産党）の賛成多数で可決した。しかし、安倍首相は、同年９月２６日、臨時国会における所信表明で、高江のヘリパッド建設につき、「もはや先送りは許されません」などと述べ、沖縄県の民意を無視し、徹底的な対米従属の姿勢を貫くことを表明している。

- ４ 高江のヘリパッド建設は、辺野古新基地建設と同じく、普天間飛行場の移設に係る合意「普天間飛行場に関するＳＡＣＯ最終報告」により、強行されているものである。本来、普天間飛行場は無条件で返還されるべきだが、徹底的な対米従属を貫く安倍政権は、辺野古新基地に先行して高江のヘリパッド建設を強行することによって、沖縄の民意を無視し、基地移設の既成事実を作ろうとしていることが明らかである。

一方で、沖縄では、米海兵隊基地建設反対の民意はゆるぎないものになっている。２０１４（平成２６）年１月に行われた名護市長選挙では、辺野古新基地建設に反対する稲嶺市長が再選され、続く９月に行われた名護市議会選挙では辺野古新基地建設反対派が勝利し議会の多数派になった。１１月に行われた知事選では、翁長知事が１０万票の大差で圧勝し、１２月に行われた衆議院選挙では、沖縄の全選挙区で辺野古新基地建設を掲げた候補者が勝利した。そして、２０１６（平成２８）年７月に行われた参議院選挙では、辺野古新基地建設反対を掲げたオール沖縄の伊波洋一氏が現職大臣を破って当選した。

このような情勢のもとで、沖縄の民意を無視して基地建設を強行することは、憲法の平和主義（前文、９条）と地方自治の本旨（憲法９４条）、民主主義を踏みにじるものであり、決して許されるものではない。

- ５ 以上のとおり、高江のヘリパッド建設はいかなる意味でも許されるものではなく、また、そのために機動隊を投入して違法な有形力を行使し、違法逮捕を繰り返すことも許されないことである。自由と民主主義、基本的人権を擁護する法律家団体である自由法曹団東京支部は、このような安倍政権の暴挙に対して、沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を強く求める。

２０１６年１０月２６日

自由法曹団東京支部幹事会

署名へのご協力をお願い

事務局次長 船尾 遼

自由法曹団東京支部では、「安保法制（戦争法）の発動を許すな 自衛隊に『駆けつけ警護』など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求める署名」、「沖縄県民の民意尊重と基地の押し付け撤回を求める全国統一署名」の取り組みを応援します。

安倍政権は、戦争できる国づくりを推し進め、徹底的な対米従属姿勢を崩そうとはしません。民意を無視した戦争法の強行採決をし、駆けつけ警護などの新任務を行わせようとしています。そして、内戦状態にある南スーダンへの自衛隊のPKO派兵をPKO五原則に反するにもかかわらず強行しようとしています。また、繰り返し、選挙で、座り込みで、あらゆる場面で米海兵隊基地の撤去を求める沖縄県民の民意を踏みにじり高江のヘリパッド建設や辺野古新基地建設を推し進めています。

安倍政権のこのような暴挙に対して、関係諸団体は署名活動を行っています。支部ニュースに上記署名を折込んでいますので是非ご協力ください。

11月12日・第10回東京働くものの権利討論集会 への参加の呼びかけ

事務局次長 大久保 修一

1 活動・情勢報告

10月12日、東京地評、東京春闘共闘会議、自由法曹団東京支部が主催となって開催された学習交流集会が開催された。

「安倍「働き方改革」といかにたたかうか!？」というテーマで、鷲見賢一郎団員の講演においては、同日、自由法曹団が発表した『安倍「働き方改革」を批判し、働くルールの確立を要求する意見書』の内容も示され、安倍「働き方改革」が実際には、正規労働者と非正規労働者の差別を固定化や長時間の是正と矛盾する残業代ゼロ・過労死激増法案の成立促進、労働政策審議会の解体・変質を進めようとするなどの多くの問題点と欺瞞を含み、かつ実効性のないものであることが指摘された。

労働組合や弁護士からも正規労働者と非正規労働者の差別に関する事例が多数紹介されるなどして、今後、いかにして働くルールを確立させるかを議論するうえで、試金石ともなるような集会であった。

その2日後の10月14日には、自由法曹団本部主催の院内集会が行われ、議員要請も行われている。

働き方実現会議についてみると、9月27日に第1回が、10月24日にはすでに第2回目の会議が開催され、第2回の会議では、柔軟な働き方と称して、テレワーク（いわゆる在宅勤務・モバイルワークなどの会社以外の場所で働く働き方）や兼業・副業の在り方などについても議論され、安倍首相は「テレワークの利用者、兼業・副業を認める企業は極めて少なく、普及を図ることは重要だ。ガイドラインなど多様な政策手段を検討したい」と述べている。しかし、テレワークのような労働時間管理があいまいになる危険がある勤務形態を普及するのであれば、労働時間管理を厳しく規制する法律の制定と併せ

て検討しなければ、ただ徒に、労働者に業務を押し付けるテレワークが横行し、過労死・過労自死を助長するおそれがある。

2 第10回東京働くものの権利討論集会への参加の呼びかけ

11月12日（土）12時30分から17時45分、東京労働会館7階ラパスホール（豊島区南大塚2-33-10）において、「第10回東京働くものの権利討論集会」が開催される。内容は以下のとおりである。多くの弁護士、特に若手弁護士にも積極的に参加していただきたい。

① 記念講演

講師 高橋賢司氏 立正大学法学部准教授

テーマ「安倍政権の雇用改革の問題点と今後のあるべき雇用法制」

② 分科会

- i 非正規労働者の権利闘争と組織化
- ii 労働裁判勝利のためのたたかい方
- iii 団体交渉と労働委員会の活用
- iv 事例から学ぶメンタルヘルス対策

共謀罪法案の提出阻止の集会参加と署名のお願い

東京合同法律事務所 横山 雅

政府は、共謀罪の名称を「組織犯罪準備罪」に変更し、次期国会に提出する動きを見せています。しかし、その実態は、共謀罪と何ら変わるものではなく、市民団体・民主団体への弾圧に利用されかねない極めて危険な法案です。

「組織犯罪準備罪」の国会への提出を阻止するため、早期に反対運動を形成する必要があります。

そこで、団は、全国労働組合総連合及び日本国民救援会とともに、「共謀罪の国会提出に反対する請願署名」を集めることになりました。ぜひとも御協力下さい。

また、団は、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本民主法律家協会等の法律家団体とともに、1月14日火曜日午後1時30分から衆議院第二議員会館1階多目的会議室にて院内集会を開催します。ぜひとも御参加下さい。

なお、請願署名及びその他の集会の予定につきましては、今号に添付されていますので積極的に御活用下さい。

築地市場移転問題

築地市場の豊洲移転の中止と真相究明を求めて 幹事会で決議！

事務局長 萩尾 健太

10月26日の支部幹事会は、団総会の熱気を受けて、充実したものとなりました。二つの決議を採択しましたが、そのうちの 하나가、現在、マスメディアでも多く取り上げられている築地市場の豊洲移転の問題です。

未だに究明されない「談合」疑惑、そして食の安全を脅かす土壌汚染の問題などから、議論はありましたが、移転中止と真相究明を求める決議としました。

この問題はどこに向かっていくのか、どう運動していくべきか。中止したら、つぎ込んだ税金は、豊洲新市場の使い道はどうなるのか、など、引き続き検討すべき問題はあると思います。支部にも団員の皆様のご意見をお寄せください。

支部執行部としては、まずは都知事にこの決議案を持って申し入れに行くことを計画しております。地方自治の本旨に拘わる大問題として取り組んでいきたいと思っています。

中央卸売市場の築地から豊洲への移転について

中止および真相究明を求める決議

現在、中央卸売市場の築地から豊洲への移転の問題が、都政を揺るがす大問題となっている。大きく分けると、第一に、生鮮食料品をあつかう市場の安全や人の健康被害に関わる土壌汚染の問題と、第二に費用の高騰と異常入札の2つである。

1 土壌汚染について

築地市場は、1935年に開場したが、老朽化対策の整備のため、1991年から現地再整備に向けて工事が始まっていた。ところが、2001年2月に、石原慎太郎知事（当時）が施政方針演説で中央卸売市場の移転は東京ガスの豊洲工場跡地（以下「豊洲」という）を候補地にすると表明した。当時から、豊洲は環境基準の1500倍の発がん性物質ベンゼンや490倍のシアン化合物など高濃度の有害物質で汚染されていたことが明らかになっていたが、浜渦副知事（当時）が交渉に乗り出し、東京ガスから買収したのである。

都がつくった有識者らで構成する専門家会議と技術者会議のもとで行った土壌汚染調査は杜撰なものであった。水を通さない粘土層の下は汚染の可能性は低いとして、その部分の調査をしなかったのに、同会議の解散後に粘土層がないところがあることが分かり、その後の調査で汚染が広がっていたことが発覚した。また、豊洲では、東日本大震災時に、108箇所で液状化による噴砂・噴水が発生し、汚染が拡散した可能性が高いにも拘わらず、技術者会議の委員が「汚染土壌の移動は考えにくい」と決めつけ、都はそれを根拠に調査を実施しなかった。

しかし、近時の地下水モニタリング調査では、青果棟の敷地3箇所で、環境基準の最大1.4倍のベンゼン、1.9倍のヒ素を検出した。従って、土壌汚染対策法に基づき、二年間のモニタリングの再検査を行わなければならない。

さらに、再招集された専門家会議による10月15日の都への報告によると、青果棟の地下空間の大気中から、基準の最高7倍の水銀を検出した。

土壌汚染対策工事も杜撰であった。主要な5箇所の建物の下（敷地全体の4割強）について、専門家会議で提言された土壌汚染対策の盛り土がされておらず、空洞になっていた。この提言に反した工事を「いつ、だれ」が決めたのかは都の調査では明らかになっていない。

都環境局に提出された法定の環境影響評価（アセスメント）は盛り土を前提として評価したものであるから、「盛り土なし」での環境影響の再評価が必要となる。

さらに、上記の有害物質が地下水から揮発してガスとして上昇しないように地下水を浄化する地下水管理システムは、維持水位を海拔1.8mにするはずであったが、実際には平均4mに達しており、機能していない。海拔2mより上の盛り土層が汚染地下水に浸かって再汚染が起こっていると考えられる。

しかも、この地下水管理システムの設計を委託された日水コンは、見積参加条件であった実験研究施設を有しておらず、地下水流動解析をおこなう実験装置もなく、実際に実験も行っていない。地下水管理の実績もなく、不適格業者と考えざるを得ない。

このような状況のもと、豊洲移転では、東日本の台所と言うべき中央卸売市場における食の安全と健康を確保することは極めて困難である。

2 費用の高騰と異常入札

東京ガスが都に豊洲を売却する際、東京ガスは土壌汚染の「拡散防止工事費用」として78億円を負担しただけで、土地は土壌汚染がないものとして1850億円で売却した。東京ガス関連企業が実施するはずだった周辺の防潮護岸工事は、都が212億円も負担することになった。

こうして、東京ガスが莫大な利益を得た一方、都は土壌汚染対策に858億円、新市場建設費などと合わせると、これまで6100億円近い財政支出を行い、借金の利息370億円など、今後も負担が膨らむことになった。とりわけ、建設費は、当初計画の990億円から2747億円へと2.8倍にも膨れあがった。

施設建設工事(2014年2月～16年2月)では、主要三施設である青果棟は鹿島建設JV(共同企業体)、水産仲卸売場棟は清水建設JV、水産卸売場棟は大成建設JVが、それぞれ予定価格に対する落札額の比率99.96%、99.88%、99.79%で棲み分けて落札した。その他の施設も含めてこれら大手ゼネコン3社が9件、予定価格公表後の1社入札を行っていた。それ以外にも1社入札が20件あった。

本来、不特定多数が参加する一般競争入札で工事費の引き下げを図るべきなのに、都はそれを行わず、建設費の高騰を招いた。他方で、都OBのゼネコン17社への天下りは67人に上っており、都とゼネコンの癒着の疑惑がある。

また、上記の日水コンは、地下水管理の実績がないにも拘わらず、10件総額2億6820億円にも上る地下水管理システムの業務を、一般競争入札を経ない特命随意契約で受注した。

3 まとめ

上記のほか、豊洲新市場は、環状2号線や補助315号線の道路で土地が分断され、野菜や果物と水産物の買い回りが出来ない、間口が狭いなど、市場の使用上致命的な欠陥がある。世界の築地ブランドを捨てて多くの問題が指摘される豊洲に市場を移転することについては、築地市場業者や労働者にとっても、経営や雇用の存続への懸念が深刻である。

このような、食の安全と健康に有害で、巨額の都民の税金を一部の大企業の儲けにつぎ込む豊洲移転は重大な問題があり、環境影響評価や土壌汚染対策法上も直ちに移転することは不可能である。

よって、自由法曹団東京支部は、住民自治と都民の生命、健康及び幸福追求の権利を擁護する法律家の立場から、さらなる土壌汚染調査と責任者の究明、異常な入札の解明、ひいては、中央卸売市場の築地から豊洲への移転の中止および豊洲施設の他の用途への変更を求めるものである。

2016年10月26日

自由法曹団東京支部 幹事会

第 28 回ソフトボール大会

今回のソフトボール大会は、午後から雨模様。それを打ち消すかのように、どのチームもはつらつとプレー。応援の声が、野球場に曇天の雲に響き渡る。サーーいよいよ、決勝トーナメント、順位決定リーグが始まろうとしたときに、無情の雨がポタリポタリと球場を濡らす。



1 時過ぎから、懇親会。参加者も憂さを晴らすよう、大いに交流。成績発表ももうちょっとできたかなという声もあったけど、割り切り顔。参加者の皆様、来年またよろしくお願ひします。

成績発表(予選リーグの結果より)

1 位 東京東部法律事務所
2 位 ウェール&みどり
3 位 東京法律事務所
4 位 南部五反田
5 位 城北法律事務所

6 位 東京合同法律事務所
7 位 チーム Y. S 代々木連合
8 位 シン旬報ロイヤーズ
9 位 労働弁護団
10 位 三多摩連合



若手弁護士へのメッセージ

東京中央法律事務所 金井 清吉

1. 私が弁護士になったのは、1974（昭和 49）年 4 月です。

前年のオイルショックで、物価が何倍にも跳ね上がり、賃金の上昇が追いつかないという状況で、前年からこの年の春闘にかけて官公労も含めストライキが続発していました。そのストライキも「ゼネスト」で、民間会社ばかりでなく、鉄道・バスなど交通関係も一斉に止まり、研修所の終了式も 4. 11 スト当日で結局なくなり、各人が都合のつく日に修了証書を取りに行くという状態であったのです。特に、4. 11～13 は公務員も休暇闘争を組み、学校なども休校になったところが多かったのです。

私は、法律事務所に入所していましたが、4 月 11 日出勤できないので、自宅で子供と遊んでいたところ、日教組で公務員法違反で警察のガサ入れがあった、すぐ出勤せよと呼び出されタクシーで駆けつけました。弁護士業務の最初が日教組の刑事弾圧事件でした。当時は都内団事務所からも 1 名が出て、全国の県教組に張り付いて、警察からの呼出しと調書対策や、組合員逮捕阻止などの行動に入ったのです。最終的に私は、岩手県教組へ行き、7 日間ほど弾圧対策で岩手各地を回り教職員を集めては、警察にどう対応するか説いてまわりました。そして、全国で岩手も含む 4 県の県委員長が逮捕され（準抗告の申立）、岩手も起訴されその後は裁判で、地裁（無罪）高裁（無罪）最高裁（破棄差戻）、高裁（罰金）、最高裁（棄却）（1996 年）と 22 年間この岩手の刑事事件を最若手弁護士の一人として担当することになったのです。付いた弁護士は 9 人でしたが、ここで我々が刑事弾圧とどう闘うのか教えられました。

2. 刑事事件では、私が入所当時事務所で大森勸銀殺人事件（一審有罪）の控訴審が、門井弁護士が中心となって取組まれ、これにも誘われて参加し、8 年間「冤罪事件」の戦い方を学ぶことになります。これも高裁で無罪を勝取り、最高裁（上告棄却、1982 年 3 月）で無罪が確定した事件です。

この頃、所謂鹿児島夫婦殺人事件の、二弁の国選で上告審弁護人に選任されました。鹿児島県鹿屋で夫婦 2 人が殺害された殺人事件で、被告人は一審から無罪を主張しても認められず、その上告事件でした。選任されたのは 1980 年 5 月頃です。この事件はアリバイが一審から問題になっており、かつ物証が殆どない。僅かに被害者女性に付着していた「陰毛」だけでした。当時はまだ DNA 鑑定はなく、目で見て同一か否か等を鑑定していたのです。上告趣意書提出後、保釈申請したら最高裁でこれを認めてくれ、1982 年に高裁有罪を破棄・差戻となり、福岡高裁で戦うことになりました。結局 1986 年 4 月に無罪となり、これが確定しました。相手だった検事から、おめでとうという電話を戴きましたが、しかし警察捜査・起訴検察官の責任を問う国賠事件を立上げ、1993 年地裁勝訴、97 年高裁勝訴（県・国両者）で確定しました。しかし、この裁判の途中で被告人とされた原告は、自宅を放火？され、そのショックで亡くなってしまいました。冤罪事件の根の深さを痛感させられた事件です。なおこの事件は、その後司法研修所の教材となり研修開始前に刑事弁護資料として配布して、感想文を提出させ、その後講師に呼ばれ講演をする慣習が何年か続きました。

3. 労働者救済の労働事件もこの間続いていました。教育現場が多いのですが記憶に残るのは、湘南工大の教授昇級拒否事件で、組合員の三人の助教授を差別して教授に昇任させないという事件を神奈川県労委、中労委、地裁・高裁と戦い、教授と同等に扱うという命令が確定した事件です。この大学の理事

長・学長は糸山英太郎氏で、この戦う3教授の自宅に臭い生ゴミが投げ込まれる等という、事件も発生するような事件でしたが毅然と戦うことが大事であると痛感させられました。また当時総評の、最低生活費非課税を掲げた「減税裁判」や固定資産税評価違法等を戦ったことも記憶に鮮明です。十分に述べきれません。

4. やはり、若い弁護士は体当たりで、これはと思う事件に全身で入っていくことが大事だと思います。若い内でないとなかなかできないことです。若いからこそなに事も畏れずに進めることができるし、また先輩達と一緒に頑張って苦労することから、勉強になり扉は開かれるのではないかと思います。

新人紹介

まちだ・さがみ総合法律事務所 田中 健太郎

1 自己紹介

この度、自由法曹団東京支部の一員に加えて頂くことになりました、弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所の田中健太郎と申します。

私は、兵庫県三田市で生まれた後、神奈川県茅ヶ崎市で湘南の潮風を受けて育ちました。

最近、クラシック音楽の魅力にどっぷりはまってしまい、通勤電車の中で聴くのが貴重な息抜きになっています。

2 弁護士を志し、自由法曹団に入った理由

私が、弁護士を志したきっかけは、高校の修学旅行で沖縄に行き、ひめゆり学徒隊の生存者の方のお話を聞いたり、南部戦跡や米軍基地を実際に目のあたりにしたことが大きかったように思います。戦前の歴史を知っていくにつれ、戦争を直接経験していない世代としても、過去の悲惨な過ちを繰り返さない責任を強く感じるようになりました。

大学進学を控えた高校三年生のとき、企業組織の中では関わりづらい平和運動や人権問題に携わることができる弁護士に憧れ、法学部に進学することを決めました。

法学部進学後は、憲法ゼミに所属し、芦部信喜先生の論文について研究したりする中で、憲法が国家権力に対する制約としての意味を持つことをはじめて知りました。戦前の歴史における国家の暴走や戦争の惨禍の反省のもとに作られた日本国憲法の重要性を知ること、護憲運動に職業として携わることができる弁護士により強い憧れを持ち、ロースクールへの進学を決めました。

ロースクールでは、様々な分野で活躍されている弁護士の方と接することで、弁護士が単なるビジネスと違い、自分の価値観や使命感のもとに活動できる職業であると改めて実感しました。特に、人生の大部分を占める仕事・職場の労働問題については、生活の基盤にも関わる問題であり、弁護士としてのやりがいを感じました。

司法試験合格後には、憲法改正議論が本格化してきたことから、様々な憲法集会などに参加し、その中で自由や平和のために闘う自由法曹団を知りました。自由法曹団員としての弁護士が私の望んでいた弁護士像そのものであったことから、自由法曹団への加入を決めました。

3 これから

はやいもので、弁護士として執務をはじめてから1年が経とうとしています。憲法学集会で講師を務めたり、労働事件に携わったりと、忙しくはありますが、自分のやりたかった仕事に埋没できる喜びもあり、充実した日々を送っています。

最近では、思いのほか刑事弁護に打ち込んでいます。福祉との連携を模索したり、違法捜査を迫及したり、否認事件を半年以上争ったり等々、大変な事件も多くありましたが、どの事件も非常にやりがいを感じるものでした。

刑事弁護に携わっていると、対国家権力という図式の中で、司法制度の適法性に寄与しているという意識を持つことが多々あります。また、刑事弁護技術自体は研鑽すべきものであると思いますが、最終的には、被疑者・被告人の人生に向き合うことが重要であると実感することも少なくありませんでした。

自由法曹団での活動では、憲法問題は勿論のこと、日本の刑事司法制度についても活動していきたいと考えています。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

10月幹事会議事録

□ 11. 5大集会 要請

・都教組からの要請

2006年の改悪教育基本法の具体化が様々に進められ、現在、学習指導要領の改訂。こどもたちを道具化、戦士をつくりだす中身。学力テスト、ものすごい競争を生み出している。東京でも板橋が国語が低いということで、過去問やらせたりして、本当の意味で学べない状況。

道徳が特別の教科化で、心の支配。何も減らさず小学校で英語を教科に。1、2年生も6時間入れるところもある。～スタンダード、ゼロトレで許容しない。若い教員はそれにのってしまいうところもある。葛飾は指導スタンダード（チョークの色も指定）で、こどもも教員もロボット化。

このような問題に反対すべく11.5大集会を開催する。ぜひ集会をともに成功させるべく協力をお願いします。

□ 団総会（10/23~24、於・佐賀県・唐津）について

295名の参加。加藤団員が幹事長に選任された。9つ程決議があがった。

憲法については、各地での憲法カフェ実施、野党共闘の闘いの総括、衆議院に向けての意見交換。高江の報告、住民監査請求の報告をした（青龍）。

□ 市民と野党の共同

○新潟県知事選での市民・野党の共同候補の勝利

・安倍は明文改憲のために、共闘崩しの戦略を今後とってくるだろう（安倍改憲、新段階）。東京10区もその側面から考える必要がある。

*野党共闘がうまくいっているところは、切り捨ての被害にあっている地方（もっとも、福岡のように反自民っぽい印象を与える戦略等により選挙は影響を受けている）。

○衆議院補選での取り組みと結果について

・東京10区：野党共闘を求める市民の会で頑張ったが（政策協定を結んだり）、都連と連合の関係で困難を伴った。市民レベルでは共闘が成り立っている区域だった。市民レベルでみれば成果でもあるが、今後の課題も。

・福岡6区：とむらい合戦という見方もあるようだ。

○都内各地での共同の取り組み

□ 改憲・海外派兵等の情勢

○憲法審査会の状況等

○南スーダンへの陸上自衛隊派兵（11月）一駆け付け警護、宿営地の共同防衛

・派兵予定部隊が実動訓練開始

・撤退の仕方の問題。エチオピア、インド、ルワンダ、モンゴル、日本等で、先進国がほとんどおらず、どのように撤退するのか、泥沼の状況。停戦合意は破綻している。PKO法の5原則をそもそも満たしていない。

- ・明日、院内集会。
- ・署名（高江、南スーダン）のFAXニュース（船尾）

○天皇の生前退位問題

○国際情勢

- ・米大統領選
- ・南シナ海をめぐる情勢
- ・北朝鮮核実験

□沖縄関係

○辺野古訴訟－高裁支部による埋め立て容認の不当判決に対し上告

○高江のヘリパッド建設問題－県警・各地の機動隊を投入して工事を強行（「土人」発言）

☆支部幹事会決議

一部修正し、本日決議を採択。11月4日に、要請行動。反戦地主の方にもお声かけしよう。記者の手配済み。

☆東京からの機動隊派遣についての住民監査請求（10月17日）

集会を予定（11月15日）。琉球新報、東京新聞がとりあげてくれた。

監査請求、神奈川もやる予定のようだ。

□刑事司法・弾圧関係

○共謀罪創設へ向けての動き

- ・今秋臨時国会での法案提出は見送り、来年の通常国会へ
- ・11月2日記者会見
- ・11月14日院内集会

○少年法の適用年齢引き下げ

○部落差別解消推進法案

□労働関係

○残業代ゼロ法案継続審議

○野党による長時間労働規制法案

○「ニッポン一億総活躍プラン」、安倍「働き方改革」などについて

- ・過労死是正のための観点を入れる必要がある。

○解雇の金銭解決－厚労省検討会での検討開始（15年10月）

○取り組み

- ・学習交流集会（10/12 pm.6:30、於・ラパスホール）・済

→労働者の雇用区分の差別が広がっている問題等も共有。80名くらい参加。

- ・院内集会、議員要請（10/14 pm.1:00、於・参院議員会館B1）・済

→団本部で意見書を出した。意見書では低賃金の流れに進むことへの問題等が指摘されている。国会議員は、民進党、共産党議員が参加。マスコミもけっこう来た。会場はうまっていた。

「小さな譲歩、大きなごまかし」、ごまかしを暴かないといけない。

議員要請もした。現場の労働者が訴えるのが一番いい。

- ・第10回東京働くものの権利討論集会（11/12 pm.0:30, 於・ラパスホール）
一分科会講師等要請。あいさつ（長尾）。
- ・ブラック企業被害対策弁護団でホットライン実施 11/4
- ・長澤運輸事件の判決

□経済

○T P P 関連法－継続審議

団は、T P P の取組みが弱かった。総会で、取り組みを確認し、F A X 要請をすることに。支部としても取り組むべく、F A X にて呼びかけをする。

□教育関係

○18歳選挙権と高校生の政治活動・選挙運動規制

- ・リーフレットの活用状況等。

→選挙のタイミングで活用を促していく。

○教育公務員特例法改正問題－教職員の政治活動禁止違反に罰則

→今回の臨時国会では審議されない見通しだが、今後も警戒が必要。本部の方で、総会で決議をあげた。支部としても今後も重要な問題として位置づけて取り組んでいくことが必要。

○取り組み

- ・子どもと教育をまもる11.5大集会（11/05 pm.1:00, 於・日比谷野外音楽堂）

→団も共催として関わり、当日は本部の教育問題委員会の団員が司会を務める。集会を成功させるべく参加を。

□都政問題

○築地市場の豊洲移転問題

- ・移転の延期
- ・主要建物下の空洞・地下水問題。
- ・中止と真相究明を求めるとして、決議を出す（支部ニュースにも掲載する）

→11月11日（金） 13:30に執行する。3役＋石島。

○オリパラ集会 エディカス 11月19日、参加を。

○横田基地オスプレイ配備問題

- ・反対東京連絡会による大集会（11/23 pm.1:30, 於・福生市・多摩川中央公園）
7000人を集めたい。
- ・平和フォーラム系の集会のアピール文で、横田基地撤去が入った。騒音問題で不動産の価格が下がり、過疎の心配もある。生活問題。

○武蔵村山・ミニブートキャンプ問題

○立川・保護廃止自殺問題

- ・本部委員会・関係者等との打ち合わせ（次回11/01 pm.6:30, 於・三多摩L/O）

○都市計画道路特定整備路線の問題

- ・板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み

○羽田低空飛行問題

- ・運動をつくる動き。

○革新都政をつくる会のカンパ要請

前は、カンパで集めた、それが20万円くらいになった。支部ニュース等で呼びかけた。今回は、20万要請を受けたが、10万で調整。10万円支部会計から出すことを承認。

□支部運営

○地域幹事会

- ・11月21日(月)、日野地域 FAXニュース、支部ニュースで呼びかけをする。
- ・横田問題（オスプレイ、騒音、夜間飛行、撤去）決議を準備（石島）。

○支部運営

- ・団費減免と団費滞納者の件
- ・支部ニュース11月号の内容等

○日程等

- ・ソフトボール大会－10月28日(金)
- ・支部総会－17年2月24日(金)～25日(土)

11月日野幹事会のお知らせ

幹事長 長尾 宜行

11月の幹事会は、日野市民法律事務所のご協力のもと、日野の地域で行ないます。

日野は、かつて革新市政であったこともあり、多摩地域のなかでも、革新政党と市民との共同の基盤づくりという点においては先進的な地域です。すでに市民連合も結成されていて、さまざまな取り組みが進められていますので、現段階での運動状況などについて、報告をしていただく予定です。

また、横田基地騒音公害訴訟、リニア新幹線訴訟、横田基地へのオスプレイ配備反対の運動をはじめとした、多摩地域での団員の取り組みについて個別報告をいただく予定です。

さらに、弁護士会多摩支部としての憲法運動などの取り組みや、裁判所立川支部の本庁化の問題、多摩地域での団に結集する弁護士・法律事務所の独自の交流のありようなどについても報告がなされるものと思います。

幹事会の終了後には、懇親会も予定しています。

各地からのご参加をお願いいたします。とりわけ多摩地域で活動をされている支部幹事・団員の方々に多数ご参加をいただきたいと思います。

よろしく、お願いいたします。

日時 11月21日（月）午後2時～5時ころまで

場所 ゆのした市民交流センター
（日野市日野本町3-13-16）

地図



懇親会～麒麟坊 日野支店

電話番号 050-5281-0908

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職階級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）